

山梨県畜産酪農技術センター受精卵売却要領

(目的)

第1条 乳用牛及び肉用牛の改良増殖を図り、もって畜産業の振興発展に資することを目的として、この要領の定めるところにより、移植用の受精卵の売却を行う。

(定義)

第2条 この要領において「移植用受精卵」とは、受精卵移植の用に供するホルスタイン種または黒毛和種の受精卵（以下「受精卵」という。）をいう。

(売却の規格及び単価)

第3条 受精卵の売却の規格及び単価は、次のとおりとする。

規 格	受 精 後 7 ～ 8 日 齢 で 良 質 な も の	
単 価	ホルスタイン種 Aランク	12,000円
	ホルスタイン種 Bランク	6,000円
	ホルスタイン種 雌判別	21,000円
	黒毛和種 AおよびBランク	9,000円
	黒毛和種 Cランク	4,500円

(引き渡し方法)

第4条 受精卵の引き渡し場所は、原則として山梨県畜産酪農技術センター長坂支所とし、買い受け申請者はすみやかに引渡しを受けなければならない。

(代金の納入)

第5条 買い受け申請者は、山梨県畜産酪農技術センター所長（以下「所長」という。）の指定する期日までに代金を納入するものとする。

2 前項の納入額は、第3条に定める単価に納入量を乗じた額に、100分の10に相当する額を加算した金額とする。

(免責)

第6条 所長は、第4条による受精卵の引き渡し後に生じた事故については、その責を負わないものとする。

(疑義の決定)

第7条 受精卵の売却に関し、疑義が生じたときには、所長と買い受け申請者双方が協議し、解決にあたるものとする。

(その他)

第8条 受精卵の売却については、この要領に定めるもののほか、山梨県財務規則及び山梨県種畜種きん売却規定によるものとする。

(付 則)

この要領は、平成15年4月1日より施行する。

(付 則)

この要領は、平成22年6月21日より施行する。

(付 則)

この要領は、平成24年4月 1日より施行する。

(付 則)

この要領は、平成26年4月 1日より施行する。

(付 則)

この要領は、平成29年4月 1日より施行する。

(付 則)

この要領は、令和元年10月 1日より施行する。

(付 則)

この要領は、令和2年 4月 1日より施行する。